

(別記3)

## 乳業工場機能強化事業

### 第1 事業の概要

本事業においては、乳業の国際競争力や生乳の生産基盤の維持・強化を図るため、乳製品工場（乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第12項に規定する乳製品をいう。以下同じ。）及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）において製造されている乳製品のうち、ハード系チーズや脱脂粉乳等の輸入品との競合が想定される品目から、ソフト・フレッシュ系チーズや生クリーム等の今後の需要が見込まれる品目への製造転換に必要な施設・設備等の廃棄及び整備を実施できるものとする。

### 第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。  
また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 第1の補助の対象となる機械・器具・設備等は新品に限るものとし、既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

### 第3 事業実施主体及び要件

実施要綱別表の事業実施主体の欄の農業協同組合、農業協同組合連合会及び乳製品製造を行う食品事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 事業実施主体が施設等の管理及び運営に当たり、適切に収支計画を作成し、収支の均衡が取れていること。
- 2 事業実施主体において、自己負担分の適正な資金調達と償還計画が作成されて

おり、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

#### 第4 採択要件

実施要綱別表の採択要件の欄の農産局長等が別に定める要件は、次に掲げるとおりとし、これらを全て満たす場合に限り、実施要綱第5に定める事業実施計画を採択するものとする。

- 1 本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実にあること。
- 2 本事業に取り組む乳業工場における1日当たり生乳処理量が2トン以上であること。

#### 第5 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の農産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標  
成果目標は、本事業に取り組む工場における転換後の乳製品の製造量の10%以上の増加とする。
- 2 目標年度  
本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

#### 第6 補助対象経費

##### 1 製造ラインの転換

補助対象経費は、輸入品との競合が見込まれる品目から、今後の需要増が見込まれる品目への転換に必要な、次に掲げる設備の廃棄及びこれと一体的に実施する整備等に要する経費とする。

なお、設備の廃棄等を実施する工場と整備を実施する工場は、必ずしも同一でなくてもよいものとする。

また、廃棄に係る乳製品製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあつては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

##### (1) 機械器具設備

計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、その他乳製品の製造に必要な機械

##### (2) 設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

## 2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

- (1) 補助対象は、1の(1)に掲げる設備等(取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は補助対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該工場等において(1)の耐用年数以上に設定されている施設等であり、かつ(1)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - ア (1)又は(2)の設備等(以下「対象設備等」という。)を取得した営業年度(対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
  - イ 本事業により廃棄する製造ラインにおいて、対象設備等と当該対象設備等に関する資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。
  - ウ 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)並びに(3)のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

## 第7 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画書の作成等

実施要綱第5の1の(1)に基づく事業実施計画書の作成については、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 事業実施計画の趣旨

乳製品を製造する乳業工場において、今後需要の伸びが見込まれる品目への製造転換により、生乳需要の確保、乳製品の高付加価値化及び工場の安定操業等を図ることを主旨とした計画とする。

(2) 事業実施計画書の作成

事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

(3) 機能強化計画書の作成

ア 事業実施主体は、機能強化計画を別記様式第2号により作成するものとし、これを地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 機能強化計画の変更は、2に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに係る変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

ウ 機能強化計画の計画期間は3年以内とする。

(4) 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、実施要綱第5の2の(4)により事業実施計画を承認する場合には、事業実施主体に対し、別記様式第3号により通知するものとする。それ以外の事業実施候補者に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

ただし、畜産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により策定した事業実施計画に変更がない場合については、実施要綱第5の2の(4)の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

また、事業実施計画及び機能強化計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

2 事業実施計画の変更

実施要綱第5の1の(2)の農産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) その他地方農政局長等が重要と認める場合

第8 事業実施状況の報告

実施要綱第6の事業実施状況の報告については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第4号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第9 事業実施結果の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

### 1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、機能強化計画書の目標年度の翌年度において、機能強化計画書に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が機能強化計画書に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別記様式第6号により評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画書との整合等を確認するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、機能強化計画書に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

- (3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

### 3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、機能強化計画書に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

### 4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

## 第10 国の助成措置

実施要綱第11の農産局長等が別に定める関連施策は、乳業工場の製造コストの低減、機能高度化等を図るための乳業の再編・合理化に関するものとする。

## 第 11 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画及び機能強化計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。